

きびしん納税準備預金

【2021年12月1日現在】

1. 商品名(愛称)	●納税準備預金
2. 販売対象	●法人・個人の方 ●預金者名義は原則として納税義務者とします。
3. 契約期間	●期間の定めはありません。
4. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	●随時預入 ●1円以上 ●1円単位
5. 払戻方法	●預金者名義人またはその同居の親族が納付する国税および地方税の納付にあてる場合に 限ります。 ◎ただし、下記の場合は租税の納付以外の理由でも払出しが行えます。 ①災害に基づく資産の甚大な被害やその他やむお得不い理由により預金者が資金を必 要とする場合 ②元金に組入れた利息相当額を支払う場合
6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	●変動金利 ●店頭表示の利率とします。 ◎利率が変更された場合は、変更日前日までは旧利率を、変更日以降は新利率を適用し ます。 ●毎年3月と9月の利息決算日(第2土曜日)に、前回利息決算日の翌日から今回利息決 算日までの利息を算出し、利息決算日の翌日に入金します。 ●毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とし、1年を365日として日割 計算します。
7. 税金	●利息には税金はかかりません。 ●ただし租税納付以外の目的で払戻しした場合には、個人は利息には20%(国税15%、 地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には 復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 ●法人は総合課税となります。
8. 手数料	●未利用口座手数料の対象となった口座については、当金庫所定の手数料を徴求します。
9. 付加できる特約事項	●特にありません。
10. 中途解約時の取扱い	●ございません。
11. 金利情報の入手方法	●金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室(9時～17 時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-

	2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。
13. その他参考となる事項	●預入、払戻において、ご本人の確認書類が必要となります。 ●キャッシュカードの発行はできません。《ご注意ください》 ●通帳式のための取扱いとなります。 ●所定の「納税準備預金払戻請求書」と通帳および納税告知書または、徴収令書等の提出が必要となります。 ●納税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率により計算します。 ●預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

吉備信用金庫

2021-161